

中間報告書に対する意見の内容について

1 意見聴取結果

- ・ ホームページ、市政資料コーナーなどで、中間報告書概要版、報告書を閲覧に供し、平成16年4月26日(月)から平成16年5月17日(月)までの約3週間意見聴取を行った。
- ・ この結果、2通のメールが寄せられた。

2 意見内容

グループ1 市民自治グループの検討項目

市民意見の合意形成

- ・ すべての市民が参加できないので、意見の合意形成のルールが見えないと市民自治が何か分からない。

事業者を捕らえる視点

- ・ 事業者の観点が全体的にない。施策を実施するとき、企業・NPOなどが事業者として施策の担い手になることがあるが、選定や義務などが不明確です。また、市民へのサービス(企業活動)を通じて、市民などとのかかわりがある(まちを形成する、行政サービスを受ける)ので、権利と義務に踏み込んだ理念が必要。

「参加する市民は、市民の代表ではない」ことの認識。

- ・ 市民と行政が協働で事業にあたるときには、参加している市民が、信託された代表でないことを十分に理解した上で、会議公開・記録公開を徹底することが大切。区で進める「魅力あるまちづくり」の事業は、市民を一般市民と事業に参加する特別な市民に区分けしている。税金を投入以上より公開性・透明性が必要である。さらに、大きな事業では必ず市民の意見募集(フォーラムや掲示板などでの意見募集)、意見のフォローが必要であり、結果説明が事業を進めた市民からも必要。

行政は、市民が入っているから市民の目指すものを作ったと言わないで欲しい。入っている市民は、公募・選考されても、130万人から見て、サンプルです。

グループ2 議会・行政グループの検討項目

「市の構成要素が遵守すべきルール」

- ・ こうしたルールには憲法・法律・政令・省令に条例があります。また、これ以外にもルールとしてはこれに「規則」がありますが、これは議会を経ていないので、市の職員に対するいわば就業規則の様なものではないでしょうか。ですから市民はこれを守る義務は何ら無いのではないのでしょうか。
- ・ それと「要綱」というものがあります。これはどの法律にも定められていないとか。従って議会は何ら感知して居らず、誰が何時どういう訳で作ったかも明確でないままに存在しています。そのため、この内容が法令を超えていても何ら中央政府からのチェックは入らないというようなもののように、何となく便利なもののようにも思われます。しかし、予算がこの要綱を根拠にして計上されている場合もあり、それでよく議会が納得しているなあとと思います。

この様な曖昧なものの存在することに危惧も感じますが、使いようもあると言うことで、これに日の目を見させる方法はないのでしょうか。

例えば議会の「承認」となると条例と見なされるおそれがありますが、議員さんの「懇談会」での「承知」ということで、何時、誰が、何のためにこの様なものを作ったか明らかになり、その結果それなりの規律で作られるようになるのではないかと思います。

ともかく「市の構成要素が遵守すべきルール」を基本条例で明確にし、議会＝議員の役割を明確にしてはどうかと思いますので、ご検討願います。

議会の情報発信

- ・ 議会の情報発信が分かりにくい。結果報告だけでなく、経過が分かることも大切（議事録公開で不十分）

市民との意見交換の制度化

- ・ 議員と市民の距離が遠い。議会事務局が、企画して各区で定期的に市民との公開意見交換会を制度化した上で、実施すべき。（支援者だけが、議員が相手すべき市民ではない）

意識として、選挙民だけが対象でないことの理解

- ・ 選挙権を持たない、外国人市民や働きに来ている市民も、議会が立法するときを考える対象であることを理解して欲しい。

グループ3 コミュニティ・区グループの検討項目

コミュニティで括れないもの

- ・ 共通のエリア、住民のいないコミュニティを今後どうデザインするかは、川崎市の課題です。海が見える臨海部の使い方を市民全体で考えるべきだし、駅周辺のデザインも利用者の声を反映する仕組みが必要。

グループ4 制度・しくみグループの検討項目

自治の要は「情報共有」

- ・ 情報開示ということでは、無く情報共有という踏み込んだ考えが必要である。手に入るから良いのではなく、理解して貰えるものでなければならない。その点では、情報の表現方法、いかに市民に届けるかを含めた情報の共有に取り組んで欲しい。